

報告会社 各位

一般社団法人  
中部ブロック昇降機等検査協議会  
事務局長 姉川章人

実務要綱発行に伴う運用ルール変更のご案内<再通知>

拝啓、貴社におかれましては、ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。  
また、平素より定期検査報告業務推進にあたり、格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、実務要綱（令和7年度版）を発行いたしました。  
令和8年4月10日付にて発行しました通知公文（TBSK R8-4）において、法的解釈が分かりづら  
らいとのご指摘がありましたので、以下に再通知いたしますので、ご対応いただきますようお願い  
いたします。なお、詳しくは弊ブロックホームページの「お知らせ」を参照ください。

敬具

記

1. 定期検査項目がない場合の対応<P4-22>

- ◆付加装置（オプション含め）で法的に設置または判定が不要であるが設置されている場合  
において、本来の機能を果たせない場合は、『報告会社若しくは検査員』の判断に委ねること  
とし、検査結果表の特記事項欄に記載してください。

※詳細については、添付しました「各種付加仕様・装置の判定の考え方」を参照ください。

- ◆前回、「要是正」で今回の基準改正により「抹消」と判定した場合は、改善完了届の提出は  
必要となります。（※写真の提出は不要です。）

2. 地震時等管制運転装置検査結果記入方法<P4-18>

〔地震時等管制運転装置設置が対象外となるエレベーター〕

- ・乗用、人荷用、寝台用において、昇降行程が7m以下のエレベーター
- ・荷物用エレベーター及び自動車用エレベーターでかご内操作盤が無く人が乗らない機種  
（適用の除外対象）

- ◆上記に該当する場合は、第二面の【8.備考】欄に検査項目番号と設置対象外の理由を記載  
してください。また、設置対象外で機器の設置がある場合も理由を記載してください。

※設置対象外の記入例

【8.備考】 2（10）昇降行程7m以下 or 適用の除外で対象外

※設置対象外で機器の設置がある場合の記入例

【8.備考】 2（10）設置はあるが、昇降行程7m以下 or 適用の除外で対象外

- ◆法令改正前で一部不足を含めて設置がある場合（既存不適格）で、作動の不良がある場合  
は、要是正の判定となります。

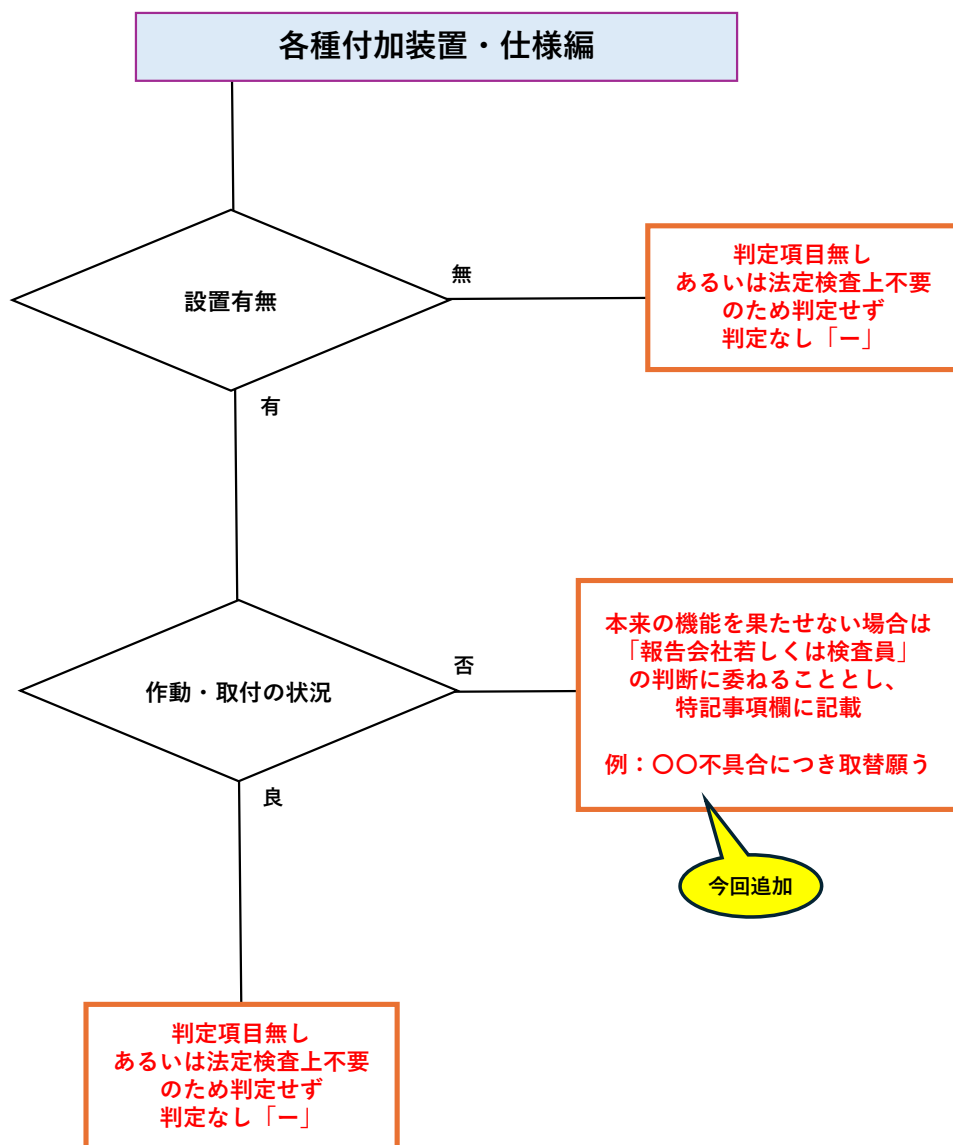
以上

## 各種付加仕様・装置の判定の考え方 ①

※付加仕様・装置において、検査項目の有無に関わらず、法的に設置または判定が不要ではあるが、設置されている場合において、製品上は判定・指摘されるべきものであると考え、判定を実施する

### ①当該昇降機に対して設置対象か否かを判定する

- ・設置対象外であれば判定無し「－」とする
- ・設置対象外でも機器の設置があれば作動・取付の状況を確認するが**検査結果表上では判定無し「－」とする**
- ・**作動の状況が不良の場合は報告会社・検査員の判断により検査結果表の特記事項欄へ追記する**



## 各種付加仕様・装置の判定の考え方 ②

- ①当該昇降機に対して設置対象か否かを判定する
  - ・設置対象外であれば判定無し「－」とする  
地震時等管制運転装置は**設置対象外の理由を第二面備考欄に記載する**（設置対象外で機器の設置がある場合も含む）
  - ・設置対象外でも機器の設置があれば作動・取付の状況を確認するが**検査結果表上では判定無し「－」とする**
  - ・**作動の状況が不良の場合は報告会社・検査員の判断により検査結果表の特記事項欄へ追記する**
  - ・設置対象であれば次の判定②へ移る
- ②設置時期が法令改正より前か、以降かを判定する
  - ・法令改正より前であれば設置無しや一部不足も含めて判定「既存不適格」とする
  - ・法令改正より前でも機器の設置があれば作動・取付の状況を確認して、**不良の場合は判定を「要是正」とする。**
  - ・現行法令に合致した形の場合（改造等実施を含む）は「指摘なし」の判定とする
- ③法令改正過渡期の物件で設置無しや一部不足の場合は従来通り判定「既存不適格」とする

